

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 27 年度前期)

平成 27 年 6 月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 4 号
平 成 27 年 6 月 24 日

様

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

秘 書 室	1
企 画 財 政 局	2
総 務 局	3
防 災 担 当	4
こ ども 青 少 年 局	5
経 済 環 境 局	6
水 道 局	7
公 平 委 員 会 事 務 局	8
農 業 委 員 会 事 務 局	9

参 考

<措置を求める事項>	所要の是正措置を講じるよう指摘する事項
<要請等を行う事項>	改善に向けて取り組むよう要請等を行う事項

秘 書 室

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、秘書課の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

企 画 財 政 局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、行財政推進部（行財政推進課、財政課）、シティプロモーション推進部（都市魅力創造発信課、魅力発信・報道担当）の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

<兵庫のじぎく債について>

公募債の引受けを依頼することは、尼崎市事務処理規程で局長専決とされている。

しかしながら、県からの共同発行に係る意向調査に「現在検討中」と回答後、正式な発行依頼の決裁を行わないまま、公募債募集記事の市報掲載依頼等の共同発行手続きを進行させ、しかも、これらの事務手続きはすべて課長決裁となっていた。 (財政課)

(1) 措置を求める事項

いかに口頭で承認がされていようとも決裁行為は必要であり、専決区分に基づき適正に処理するよう求める。

(2) 要請等を行う事項

今回の事案は、公募債共同発行手続き開始に不可欠な決裁がなくても事務が進むという事務処理の仕組み上の欠陥を内包している。

今後は、再発防止に向け、チェック機能を含めた事務処理の仕組みを再構築されるよう要請する。

総 務 局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、法制課、地域研究史料館、人事管理部（人事課、人材育成担当、行政管理課、給与課）の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

防 災 担 当

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、生活安全課の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

こども青少年局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、こども政策課、こども家庭支援課、青少年課、児童課の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

経 済 環 境 局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、経済特命担当、経済部（経済活性化対策課、産業振興課、商業経営対策担当、農政課、しごと支援課、地方卸売市場）の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられるとともに、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

<農業公園駐車場精算機の出所不明金等について>

農業公園の駐車場精算機は市が設置し、料金の徴収は歳入事務の委託を行っている。

しかしながら、精算機の中には、つり銭とは別に出所不明な 4,900 円が保管されており、しかも、26 年度の駐車場使用料は、50 円多く調定、収納されていた。 (農政課)

(1) 措置を求める事項

現金の現物確認については、市においても随時行うとともに、出所不明金等については、関係部局と協議の上、適切に対応するよう求める。

(2) 要請等を行う事項

今回の事案は、明らかな異常事象に対し、組織として「報告・連絡・相談」などの体制面が機能していなかったため、適切な対処がなされなかったものであり、看過できない組織運営面の問題を内包していると言わざるを得ない。

今後は、再発防止に向け、公金の厳正管理に対する組織運営面及び一人ひとりの意識のあり方について適切な見直しを行うよう強く要請する。

水 道 局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、技術部（計画推進課、工務課、給水装置課、管路補修課、神崎浄水場、工業用水課）の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

公平委員会事務局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公平委員会事務局の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

農業委員会事務局

1 監査の期間

平成27年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、農業委員会事務局の所管する平成26年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。